

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第111号

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

京都市個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「総合企画局プロジェクト・情報化担当局長」を「総合企画局政策推進担当局長」に、「プロジェクト・情報化担当局長」を「政策推進担当局長」に改め、同条第2項第1号ア、イ及びウ（イ）並びに第2号イ中「プロジェクト・情報化担当局長」を「政策推進担当局長」に改める。

第25条中「プロジェクト・情報化担当局長」を「政策推進担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(総合企画局総合政策室)